

IFRS 財団 市中協議文書「サステナビリティ報告」に対する意見

IFRS 財団「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」の概要及び我が国の対応

公益財団法人財務会計基準機構 代表理事常務 いわ ま よしひと 岩間 芳仁

金融庁 企画市場局企業開示課国際会計調整室長 その だ まこと 園田 周

I はじめに

IFRS 財団¹の評議員会²は、2020年9月30日に、「サステナビリティ³報告に関する協議ペーパー」（以下「本協議ペーパー」という。）を公表した⁴。IFRS 財団としての戦略を見直す中で、グローバルなサステナビリティ基準に対する要望があるのか、IFRS 財団が財務報告のみならずサステナビリティの領域においても役割を担うべきか、また何をすべきかを利害関係者に問うためである。

一方、我が国では、これまで国際会計基準（IFRS）に関する我が国の市場関係者の意見の集約等を目的としてIFRS対応方針協議会を設置し議論を行ってきたが、サステナビリティに

関するIFRS財団の動向に対応するために、IFRS対応方針協議会のもとにサステナビリティ報告に関するワーキンググループを設置した。IFRS対応方針協議会は9つの団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ/株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会（ASBJ）、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）、金融庁、経済産業省、法務省）から構成され、また、当該ワーキンググループには、上記の9つの団体に加え、7つの団体（年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、環境省）がオブザーバー

1 IFRS 財団の概要については、<https://www.ifrs.org/about-us/>を参照のこと。

2 評議員会はIFRS財団及び国際会計基準審議会（IASB）のガバナンス及び監督に責任を負っている。評議員会はIFRS基準に関する技術的事項には関与しない。評議員会は、公的説明責任のある市場当局の団体であるIFRS財団モニタリング・ボードに対して説明責任を負っている。

3 本ペーパーの目的上、「サステナビリティ」という用語は、環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に関連した情報を指す包括的な文言として使用されている。

4 <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/comment-letters-projects/consultation-paper-and-comment-letters/>

として参加し、オールジャパンとしての意見を集約し、今般、IFRS 対応方針協議会より IFRS 財団に協議ペーパーに関するコメント・レターを提出した。

本稿では、本協議ペーパーの概要及び IFRS 財団へのコメント・レターの内容など我が国の対応を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

Ⅱ 本協議ペーパーの公表の経緯

IFRS 財団は、傘下の会計基準設定主体である国際会計基準審議会（IASB）を通じ、世界中の資本市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす高品質で単一の国際財務報告基準（IFRS 基準）を開発する使命を担っている⁵。IASB 等の運営を監督する IFRS 財団の評議員会は、定款に基づき、グローバルな経済状況の変化に対応し、5 年ごとに組織の体制を含む IFRS 財団の戦略及びその有効性を見直す責任を負う⁶。

2019 年 1 月より評議員会が当財団の将来の戦略を検討する中で、財務諸表よりも広範な企業報告、特にサステナビリティ報告の進展が、当財団の将来の戦略に対する評価の主要な要素になり得ることから、2019 年 10 月、評議員会は、追加のリサーチ及び分析を行うためのタスクフォースを設置した。利害関係者や有識者との対話及びリサーチの拡大を通じて、評議員会は、サステナビリティ報告におけるグローバルな一貫性及び比較可能性の向上と、複数のフレームワーク、ガイドライン、基準、指標等が混在することから生じる複雑さの低減に対する

要望の高まりを認識した。そこで 2020 年 9 月、評議員会は、サステナビリティ報告に対する利害関係者の要望に応じて当財団が何を行えるのかを評価するため、本協議ペーパーを公表し、広く意見を求めることとした（コメント期間は 90 日間、コメント期限は 2020 年 12 月 31 日）。

Ⅲ 本協議ペーパーの概要

本協議ペーパーの概要を以下に示すが、本協議ペーパーの全文については、IFRS 財団のウェブサイト⁴を参照されたい。なお、本誌「IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスからの報告」（122 頁）においても概要を紹介しており参考にされたい。

1. 現状の評価

いわゆる「ESG 情報」とよばれる環境や社会問題に対する企業の取組みや企業運営の土台となるガバナンスに関連した情報は、投資者をはじめとした利害関係者が企業を評価するうえで、財務情報を補足する情報として、その有用性に注目が集まっている。すなわち、企業の経営者は、日々変化する事業及び事業を取り巻く状況から長期的な価値創造に影響を与え得るリスクを認識・管理し、利害関係者に伝達する。投資者はそれらの情報を投資判断に反映しリスクの最小化を図ることで長期的なリターンの向上をめざすことが可能となり、資本市場全体では長期的な発展と持続可能性（サステナビリティ）の向上を実現できる可能性がある。特に気候変動の影響については、金融安定化の重要なドライバーとして、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に沿った開示を

⁵ IFRS 財団定款第 2 条

⁶ IFRS 財団定款第 17 条(c)項

行う企業が増加し、一部の国・地域では気候変動に対処するための法的拘束力のある公共政策が計画又は実施されている。

現在、多くの組織が「統合報告書」「サステナビリティレポート」等の ESG に関する情報を開示するためのサステナビリティ報告のフレームワーク、ガイドライン、基準、指標等を提供しているが、これらの組織が対象とする報告に関する読者は様々であり、各組織は、自らの利害関係者のための固有の成果物を作成している。一部の組織から一体的で包括的な企業報告システムを開発しようとする動きがあるものの、グローバルで一般に認められた統一的なサステナビリティ報告の基準が必ずしもあるとはいえず、情報の比較や保証の提供が限られることから、現行のサステナビリティ報告に関する開示実務は非効率となっており、利害関係者に混乱を生じさせている。

こうした多様なアプローチ及び目的は、グローバルな一貫性のあるサステナビリティ情報の開示の遅延を招き、その結果、資本市場のサステナビリティの実現を阻む可能性があることを、多くの利害関係者は認識している。

2. IFRS 財団がとり得る選択肢

昨今、サステナビリティ報告の複雑さを低減し、グローバルな一貫性のある報告を実現するために、IFRS 財団の関与を求める声が高まっている。これは、IFRS 財団による高品質な会計基準の開発・維持管理に対する実績と、世界各国の政府や規制当局との間で築かれた信頼関係を、サステナビリティ報告基準の開発に役立てることを期待されているからである。そこで評議員会は、利害関係者からの要望を踏まえ、IFRS 財団の戦略的方向性に関して以下の(1)～(3)の選択肢を検討し、(3)を提案している。

(1) 現状維持

IFRS 財団は、現在の組織を維持する。

評議員会は、このアプローチは失敗のリスクが最も低いが、利害関係者からの要望に応えないと判断した。

(2) 既存の取組みに対する関与

IFRS 財団は、既存の組織等が行うサステナビリティ報告に関する取組みを促進し、調和を図る。

評議員会は、このアプローチは一貫性のあるフレームワークを生み出すよりも、むしろ議論に拍車をかけることでサステナビリティ報告の分断を引き起こし、複雑さを増大させるリスクがあると判断した。

(3) サステナビリティ基準審議会 (SSB) の設置

サステナビリティ基準審議会 (Sustainability Standards Board, SSB) を設置し、既存の組織と協力しながら、それらの作業を基礎とし基準開発を行う。

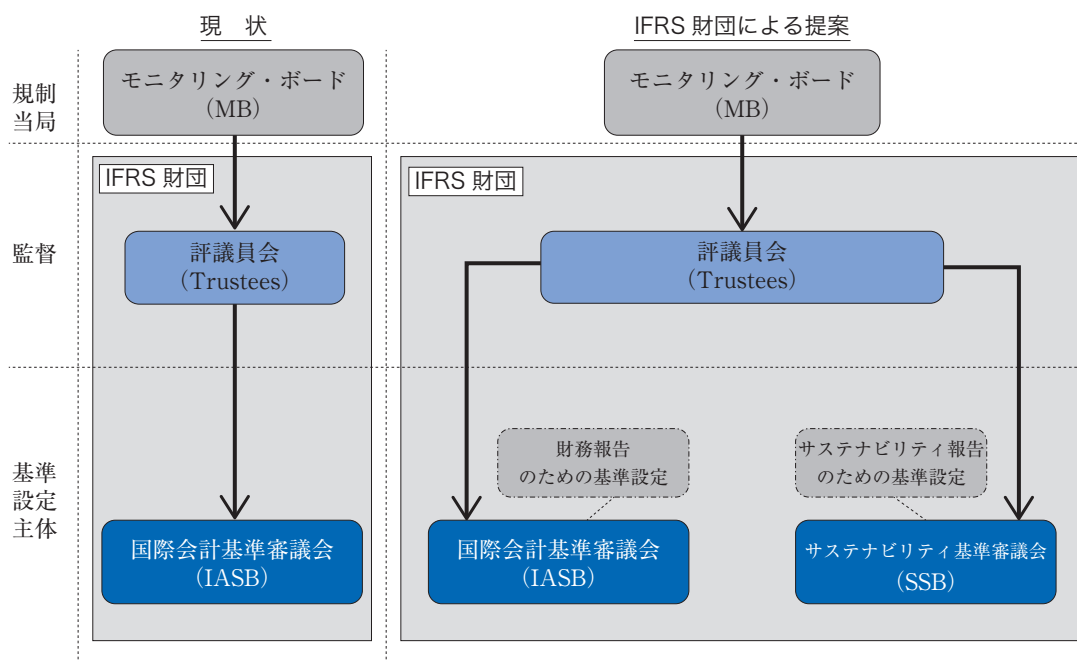
評議員会は、このアプローチがサステナビリティ報告における比較可能性の達成や複雑さの低減に最も資する選択肢であり、IFRS 財団の利害関係者及びサステナビリティ報告に対して便益をもたらす可能性があると判断した。

3. サステナビリティ基準審議会 (SSB) のガバナンス構造及び成功のための要件

(1) ガバナンス構造

評議員会は、IFRS 財団がグローバルなサステナビリティ基準を開発する場合は、IFRS 財団のガバナンス体制の下に SSB を設置することを提案している。現在の IFRS 財団のガバナンス体制は、基準設定の専門家からなる独立した IASB を評議員会が統治・監督し、評議員会はその結果について、日本の金融庁や米国証券

図1：サステナビリティ報告に関する新たな基準設定主体設置のイメージ（筆者作成）



取引委員会、欧州委員会などの各国・地域の公的機関からなるモニタリング・ボード⁷に対して説明責任を負うという3層構造になっている。SSBが設置される場合には、評議員会とモニタリング・ボードの監督の下に置かれ、IASBと並行して運営されることが考えられる（図1参照）。

IFRS財団のガバナンス体制の下にSSBを設置することの利点は、既存のIFRS財団の基準設定プロセス、デュー・プロセス、利害関係者や有識者とのネットワークを活用できることにある。これにより、SSBは、新しいサステナビリティ報告基準の一貫した適用を促進し、サステナビリティ報告に関連する組織、政府、規制当局及びその他の利害関係者間のグローバルな協力及び調整に貢献し、さらなるコンバージェンスを達成することができると評議員会は

考えている。

（2）成功のための要件

評議員会は、以下の成功のための要件が満たされることを条件に、SSBという選択肢をさらに展開することを暫定的に選択した。評議員会は、成功するためにはこれらの要件が不可欠であると考えている。

- ① 主要な市場において、公的機関、グローバルな規制機関、投資者や作成者を含む市場関係者からの十分なレベルであるグローバルな支持を獲得すること。
- ② サステナビリティ報告におけるグローバルな一貫性の実現と複雑さの低減を実現するために、地域の取組みと協力すること。
- ③ 適切なガバナンス体制を確保すること。
- ④ 評議員会、SSBメンバー及びスタッフが

7 <https://www.ifrs.org/groups/ifrs-foundation-monitoring-board/#members>

適切な技術的専門性を達成すること。

- ⑤ 必要な独立の財源及び資金援助を得る能力を獲得すること。
- ⑥ 財務報告との有効なシナジーの確立を目指す組織及び文化を開発すること。
- ⑦ IFRS 財団の現在の使命及びリソースが損なわれないことを確保すること。

4. 他の組織及び取組みとの関係

(1) 既存の組織及び取組みとの関係

評議員会は、一貫した比較可能性の高いサステナビリティ報告基準を開発するためには、IFRS 財団がサステナビリティ報告に関連する組織から賛同を得て、協力していくことが肝要と考えている。

本協議ペーパーでは、サステナビリティ報告に関するフレームワークやガイダンスの開発に携わる組織として、TCFD、CDP、気候変動開示基準委員会（CDSB）、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）、国際統合報告評議会（IIRC）、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）を挙げ、これらの組織との緊密な連携が欠かせないとしている。特にTCFDは、2015年に金融安定理事会（FSB）によって設立され、FSBのメンバーであるIASBはTCFDの作業のモニタリングに参加してきている。

なお、サステナビリティ及び統合報告の領域においてグローバルに主導的な活動を行っているCDP、CDSB、GRI、SASBは、2020年9月に、包括的な企業報告に向けて協働していく旨の声明を公表した。IFRS 財団との協力を歓迎することが述べられる一方で、財務報告とサステナビリティ報告が対象とする読者の違いと、それに伴う開示内容の違いや、財務報告基準・フレームワーク・ガイダンス間の関係性を「ビ

ルディングブロック」というアプローチにより図解している。また、重要性（マテリアリティ）の概念として、「ダイナミック・マテリアリティ」を提唱している。

(2) 地域の取組みとの関係

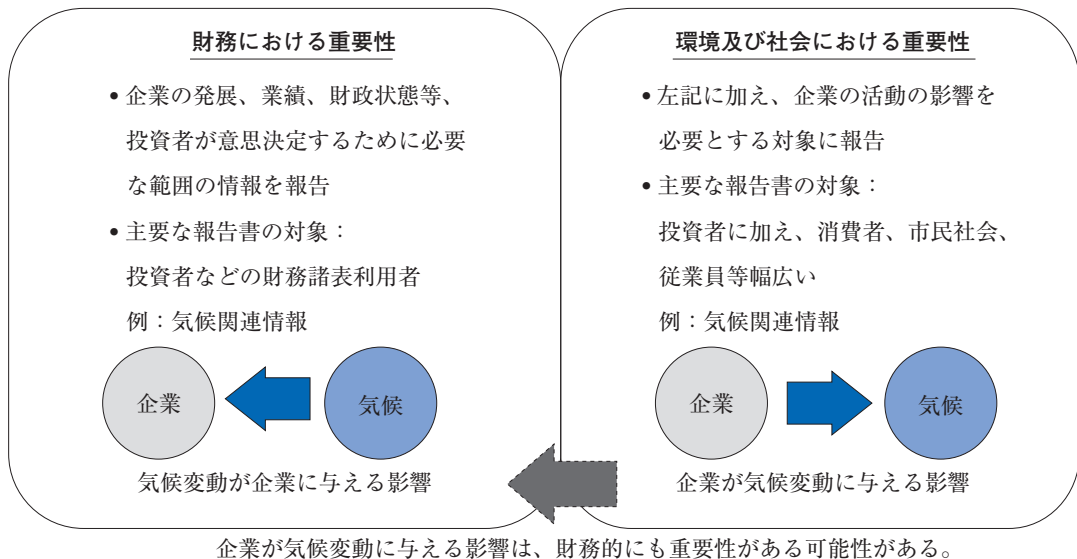
評議員会は、サステナビリティ報告に対する検討が比較的進んでいるEU等の地域の取組みとの協力についても重視している。エルッキ・リーカネン評議員会議長は、「課題が地球規模である場合、地球規模での解決策を地域レベルでの取組みとともに行うことが最も望ましい」と述べている⁸。

欧州委員会は2019年12月、2050年までにEU域内の温室効果ガス排出を実質ゼロにする気候中立目標を明記した「気候法（European Climate Law）」を含む「欧州グリーンディール」を公表し、サステナビリティ情報に関しては、開示拡充に向けた以下の主要な取組みを行っている。

- ① 持続可能な金融に関する国際プラットフォーム（IPSF）の設立
 - ② 2020年内の非財務報告指令（NFRD）の改正
 - ③ 非財務報告基準の準備作業の開始（欧州委員会から欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）への要請）
 - ④ 持続可能な活動のためのタクソノミの開発
- 評議員会は、地域の取組みや既存の組織間での「ボトムアップ」による協力のプロセスだけでは、サステナビリティ報告のグローバルな一貫性及び比較可能性を達成する基準を開発するという目標を実現するには不十分と考えており、これらの組織及び取組みとどのように関わるのが最善かを今後決定していくことになるとしている。

8 <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/#current-stage>

図2：シングル・マテリアリティ、ダブル・マテリアリティのイメージ（例：気候関連情報の報告）
（筆者作成）



（出典）Guidelines on reporting climate-related information, European Commission（2019年6月）に基づき作成

5. IFRS 財団がSSBを設立する場合の領域

(1) 「気候第一アプローチ」

気候変動への対応は喫緊の課題であり、投資者や金融規制当局にとっても重要性が増しているリスクであるため、IFRS 財団がSSBを設立する場合、評議員会は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先することを提案している。ただし、他の環境優先事項についても協議することができるとし、一部の法域で既に実施されている他の開示との整合性に配慮している。

また、評議員会は、利害関係者の需要の変化に応じて基準開発の対象を拡大し、将来的には社会問題やその他の関連事項を含む、ESGのより広い範囲を検討することを提案している。

(2) 重要性に対するアプローチ

財務報告における重要性の概念として、「財

務報告に関する概念フレームワーク」では、ある情報が脱漏又は誤表示により、財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があるとしている⁹。

一方、サステナビリティ報告における重要性のアプローチには「シングル・マテリアリティ」と「ダブル・マテリアリティ」がある。前者は投資者等の市場参加者の意思決定に有用な、気候変動等に関連する事象が報告企業に与える影響を報告するというアプローチであり、後者は報告企業に与える影響のみならず、報告企業が環境や社会に与える影響についても報告するというアプローチである（図2参照）。ダブル・マテリアリティを採用した場合、サステナビリティ報告の目的により報告書の対象となる利害関係者の範囲が広がる。

9 IAS 第1号「財務諸表の表示」第7項、「財務報告に関する概念フレームワーク」第2.11項

評議員会は、ダブル・マテリアリティは、複雑さを増大させ、サステナビリティ報告基準の採用に遅延をもたらす可能性があるため、最初シングルのマテリアリティを採用し、投資者等にとって最も目的適合性のあるサステナビリティ情報に焦点を当てるべきとしている。このアプローチは、投資者等を主たる財務報告の利用者にとらえる財務報告のアプローチと整合的である。

ただし、評議員会は、重要性の概念を検討する際には、サステナビリティ報告の目的、当該目的を達成するためにどのような情報が必要か、及びどの利害関係者が企業の報告する情報を利用するのかを決定することが重要と述べており、「非財務報告に関する EU ガイドライン」や GRI で採用されているダブル・マテリアリティの採用の余地も残し、他の組織と協働する中で報告対象を拡大していく漸進主義的なアプローチを推奨している。

(3) 保証

評議員会は、グローバルで一貫したサステナビリティ報告を実現するためには、企業が報告するサステナビリティ情報は、最終的には外部保証の対象となる必要があり、サステナビリティ情報の保証の枠組みは、究極的には財務諸表の保証の枠組みと同様になることが望ましいと述べている。しかし、このような保証を実現するためには、グローバルで一貫したフレームワークや開示要求事項を開発する必要があり、ある程度時間を要する可能性がある。また、評議員会は、サステナビリティ報告の領域が成熟するにつれ、開示内容は変化する可能性があり、シナリオ分析やストレステストが要求される場合もあることから、保証のレベルに影響を与えることが考えられるとしている。

IV 本協議ペーパーに対する IFRS 対応方針協議会のコメント・レターの概要

「I はじめに」に記載したとおり、IFRS 対応方針協議会のもとにサステナビリティ報告に関するワーキンググループを設置し、オールジャパンとしての意見を集約した。以下は、IFRS 対応方針協議会より IFRS 財団に本協議ペーパーに関するコメント・レターの総論部分の記載である。

まず、コメント・レターでは、高品質な基準設定を通じた資本市場の透明性・効率性の向上という、IFRS 財団がこれまで果たしてきた役割を維持し、会計基準の開発に関するリソースに影響を与えないことを前提として、サステナビリティ報告に関する基準設定主体を新たに設置するという本協議ペーパーの提案を歓迎し支持する旨、本協議ペーパーに対するコメントの提出を通じて、グローバルなサステナビリティ報告の改善の取組みに貢献したいと考えている。また、IFRS 財団が正式にサステナビリティ報告の基準設定に取り組むこととなった場合には、我が国関係者としても積極的に貢献していきたいと考えている旨を記載している。

その上で、本協議ペーパーの提案のうち、特に重要と考えている点、及び修正すべきと考えている点として、以下を挙げている。

- (1) IFRS 財団は主要な関係者との対話や適切なガバナンスにより、財務報告の領域において高い評判と信頼を築き上げてきた。サステナビリティ報告の基準設定においてもこれらを活用することは、高品質でグローバルに広く利用される基準を設定するために重要である。
- (2) 投資家や資本市場の参加者、財務情報のその他の利用者とのグローバルなネットワークや強固なガバナンスは、高い評判と信頼を維持するために重要な要素である。IFRS 財団

がこれらを維持そして活用し、IFRS 財団がこれまで関係を築き上げてきた主要なステークホルダーからの支持と高品質な基準を策定できるだけの十分なリソース（資金と人材）を確保することが不可欠である。

- (3) IFRS 財団がこれまで財務報告で果たしてきた役割や実績を踏まえると、サステナビリティ報告における主要な報告対象者は、投資家を中心とする資本市場の参加者、財務情報のその他の利用者とすべきである。その上で、重要性の範囲は、企業財務に与える影響、すなわち、シングル・マテリアリティを基本に考えるべきである。
- (4) サステナビリティにかかる取組みがグローバルで行われていることを踏まえ、SSB メンバーは地域や所属する業界も含めた多様性を確保することが重要である。特に、ESG 領域を専門に活動している人物だけでなく作成者や投資家など資本市場の主要な参加者も含めて全体的なバランスを確保することが重要であり、その観点も踏まえ、新たなボードの規模は、IASB と同程度の人数を確保すべきである。その上で、多様性を確保しつつ資金面の負担を軽減する観点から、SSB メンバーは非常勤とすることも検討すべきである。
- (5) SSB が取り組むべき領域として、気候変動が喫緊の課題であることは理解しているが、他の ESG 要素、特に S（社会）や G（ガバナンス）も並行して対応すべきである。
- (6) 財務報告の領域において、G20 で掲げられた「a single set of high-quality global standards」の実現に向けて、IFRS 財団が継続して取り組むことへのコミットを維持すべきと考える。そのため、SSB の設置により

IFRS の開発に関するリソース（資金と人材）が減少することのないよう、SSB の資金に関しては、IASB の資金とは別に、独立した新たな財源を確保し、執行にあたっては IASB とは区別し管理すべきと考える。

IFRS 財団に提出したコメント・レターの全文は「IFRS 財団 市中協議文書『サステナビリティ報告』に対する意見」に記載している。

V おわりに

Ⅲ4 で記載したとおり、サステナビリティ報告に関するフレームワークやガイダンスについては、現在、数十以上といわれるほど様々な枠組みが存在しており、その乱立ぶりは（英語頭文字の基準がごった煮になっている様を評して）『アルファベット・スूप』とまで揶揄されるほどである。一方、IFRS 財団の目指すとおり、数多あるサステナビリティ報告基準がより統一されていくこととなれば、投資家に対してより一貫して比較可能性の高い情報を提供する上で有益であると考えられる。

IFRS 財団の動きに代表されるように、今後、サステナビリティ報告を巡る国際的な動向はめまぐるしく変化していくことが見込まれる中、日本が国際的な場でプレゼンスを発揮していくことは重要であると考えられる。仮に、IFRS 財団がサステナビリティ報告基準設定主体を設置するとなった暁には、コメント・レターでも、日本が基準設定に積極的に貢献していくとしている。今回の IFRS 対応方針協議会によるコメント・レターが、我が国の将来のさらなる議論の第一歩となることが期待される。